中間報告会意見検討結果

	報告会意見村 中間報告書		町日人詳える仏社44円(中)	同体/中\
No.	項目	意見(要旨)	町民会議での検討結果(案)	回答(案)
1	全般	自治基本条例は町民憲章とどう関係してくる のか。	町民憲章は町民に対し道徳的・日常的行動規 範を主に定めているものです。これに対し、 自治基本条例は自治体運営の理念や制度、原 則を定めるものであり、目的は全く異なるも のです。	ご理解 願います
2	全般	自己決定・自己責任は大変難しいこと。町民 に課せられた責任の裏付けは、美幌町の町民 であることに喜びと誇りを持つことではない か。誇りがなければ一致団結はできない。ど こかに誇りを持つことを規定してはどうか。	町民憲章の精神を活かし、美幌町の自治を築いていく決意を前文に規定しており、この中でご指摘の趣旨は盛り込まれているものと考えます。	ご理解 願います
3	全般	罰則はないのか。規定している事項もやらな くて良いことになるのか。	罰則は、個別の規制的な内容を規定する条例に違反する場合に規定されるものですが、この条例はまちの憲法となるものであり、自治体運営の理念や制度、原則を定めるものであり、罰則を規定することには馴染まないと考えます。	ご理解 願います
4	全般	町民自体が自治基本条例の必要性を認識してから条例を策定しなければ本当の意味がないのではないか。自治基本条例の必要性を町民に広く知らせた上で、それでやはり必要だとの声が挙がってからの策定でも良いのではないか。	本来、それが理想的な状況ですが、当町は本 条例を制定し、これをきっかけとして美幌町 の自治を築いていこうとするものです。	ご理解 願います
5	全般	中間報告会の参集人数が少なく、報告を聴く 町民の数が少ないのではないか。	中間報告会の開催については、町広報11月号折込チラシにより全戸に周知したところです。中間報告書につきましても中間報告開催期間中、町のホームページに掲載し、意見等の募集を行ったところです。また、今後は素案の最終案に対し、パブリックコメント(意見公募)手続を行う予定です。	ご理解 願います
6	全般	今まで条例を作ってきた人たちは内容がわ かっているかもしれないが、報告会に来てい ない大勢の町民のためにもっとわかりやすく 何度も話をする場が必要。	今後は素案の最終案に対し、パブリックコメント(意見公募)手続を行う予定です。また、条例制定後は、内容の理解を深めていただくため、普及啓発活動を行う必要があると考えます。	ご理解 願います
7	全般	将来我々町民、地域住民に関する大切な事業 になると思う。全自治会に働きかけ、まずは 自治会長、役員に説明・周知することから進 めてはいかがか。	No. 6 を参照願います。	ご理解 願います
8	全般	公益通報等色々な項目で、必要事項は別に定める旨の規定があるが、施行日から1年以内 等期限を定めて策定する等を約束するべき。	整備する項目、内容、程度にそれぞれ差があり、一律に期限を設けることは難しいと考えます。ただ、できるだけ早期に整備すべきであり、この条例で規定する美幌町自治推進委員会がこの条例の施行状況等を監視することとしております。	ご理解 願います
9	全般	「別に条例で定める」とあるのは、いつまで にどこの担当が制定するのか。また、その条 例案は町民会議にかけるのか。	町民会議の委員の任期は、この条例制定まで となっていることから、町民会議でこれの 条例案の検討をすることはありません。町民 の意見を反映させる効果的な手法により検 作業を進めていく必要がある部署により 作業を進めまするが また、条例制定を担当ませんが、 また、は決まっておりませんがかを 時点では決まっな が担当するのが最も効果的 が担当するのと考えます。 がおれるものと考えまけるものではあり なお、条例制定は期に制定する必要が ませんが、できるだけ早期に制定する必要が あると考えます。	
10	第1章 総則	3. 基本理念、4. 基本原則 で、「町民は… 議会及び行政に信託」となっている。 「信託」は信用して任せることだが、信用は 裏切られることもある。「負託」とすれば、 町民の負託に応えて政治生命をかけ、責任を 取る意味になる。「信託」とした意図は何 か。	日本国憲法でも、「国政は国民の信託による ものであり」と規定しています。また、一般 に市民がその持てる権力を国や自治体に信託 するという考え方は昔からあること、「信 託」の方が馴染みやすい表現であることか ら、「信託」としました。	ご理解 願います

No.	中間報告書 項目	意見(要旨)	町民会議での検討結果(案)	回答(案)
11	第1章 総則	3.基本理念(1)で町民が議会及び行政に信託 する旨規定しているが、住民以外の町民はど のような形で信託を行う意思を表明できるの か。	ここでは美幌町の自治の概念を説明しようとするものであり、個別具体の町民、住民の信託行動を規定しようとするものではありません。	ご理解 願います
12	第1章 総則	3. 基本理念(1)で「町民は…その自治の一部を議会及び行政に信託している」とあり、その解説で、町民が議会及び町長を選挙を通じて信託すると記載されているが、町民の定義には町外者、外国人、未成年者等が含まれることから、信託を謳うのであれば「住民」とするべきであり、「町民」とするのであれば他との整合性を図る必要がある。	ここでは美幌町の自治の概念を説明しようとするものですが、【解説・考え方】の「選挙を通じて議会と町長に信託」という表現は不適切でした。「町民はその自治の一部を、議会と行政に信託しています。信託を受けた議会及び行政はその責務を…」と修正します。	修正 します
13	第2章 情報共有	(会議の公開)の第3について、会議を非公開とする場合の理由公表の是非、公表する時期、その正当性を考慮すると、削除した方が良い。ただし、会議を担め開で開催すること	会議は原則公開で行うものであり、例外的に 非公開で行うのであれば、その理由は事前に 告知するべきであると考えます。なお、理由 は概略的(例えば「個人情報を扱うため」) に公表することで足りると考えます。	ご理解 願いま す 一部修
		を否定するものではない。	ご指摘を踏まえ、「その理由を公表し、」を 削除することとします。	ー 部 形 正 し ま す
14	第3章 町民参加	(審議会等の委員の選任)の【解説・考え 方】の中で、委員の選出についてより明確な 記述をする必要がある。特に、会や団体など に依頼して委員になってもらう場合には、当 該団体からの選出については「長に限るもの ではない」などの説明が必要ではないか。	審議会等の委員は、個別の条例等で学識経験者、住民等が委員に任命される旨規定しているが、選出を団体の代表者に限定している条例等は基本的にはないものと考えております。また、運用上でも、行政は各団体に推薦者を長に限定して依頼してはおりません。	ご理解 願いま す
15	第3章 町民参加 第9章 行政運営	第9章(総合計画)第5で、行政は総合計画 等の見直しに当たって検討内容を公表すると ある。一方、第3章(町民参加の対象)の第 1ではこれらの場合は参加の対象となるとし ている。 こうした計画の見直しについては全面的な見 直しの場合以外でも町民参加は必要ないの か。見直し結果を公表することが住民参加な のか。	見直しの内容が軽微な場合など、第3章の (町民参加の対象)の第2で規定する町民参 加を求めない場合に該当する以外は、見直し の結果の公表だけではなく、適切な方法で町 民参加を求めることが必要だと考えます。	ご理解願います
16	第4章 住民投票	外国人に請求権、投票権を認める内容となっているが、外国人の意思でまちの考え方が左 右されてしまう可能性があり、十分検討して ほしい。		ご理解 願います
17	第4章 住民投票	住民投票の結果はどのように扱われるのか。 仮に議会の決定とは異なる住民投票の結果が 出た場合は、その結果が活かされるのか。	住民投票制度は間接民主制度を補完するものであり、その結果は議会も町長も尊重するものとしています。住民投票の結果を決定とするなら間接民主制度を否定することになり、適当ではないと考えます。住民投票の結果を受け入れるかどうかは信託した議会や町長が判断するものと考えます。	ご理解 願います
18	第4章 住民投票	住民投票の結果は尊重するとあるが、住民投票後、その結果と異なる政策決定を行い、問題となるケーズも考えられる。住民投票の結果と異なる政策決定をしないよう、条例で規定するべきではないか。	No. 1 7 を参照願います。	ご理解 願います

No.	中間報告書項目	意見(要旨)	町民会議での検討結果(案)	回答(案)
19	第4章 住民投票	住民投票の成立要件を設けないようだが、一 定の投票率を設けなければ住民の意思を確認 したことにはならないのではないか。また、 一定以下の投票率の場合は開票しないなども 規定すべきである。	成立要件については、 ・成立要件については、 ・成立要件については、 ・成立要件にではけて住民投票が成立しなかっと た場合に大量の死させないあるに投票を がであることができれる。 とがでも投票をもりにとれる。 をといる。 をでしましました。 の投票にされていないないのであれば、 のとしましていないのであれば、 のといる。 をとしましましましました。 といる。 のとのであれた。 といる。 のとのであれた。 といる。 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、	ご理解 願います
20	第4章 住民投票	通常の選挙では20歳未満では十分な判断能力がないから20歳以上に投票を認めているのであり、「町政に関する重要な事項」を十分な判断能力を有しない20歳未満の者に意見を求めることはいかがなものか。また、憲法改正国民投票法と同様に、民法等の関係法令が改正され、18歳以上の者に投票権が与えられるまでは20歳以上の者に投票権を認めるべき。	住民投票は参加の究極の手段といえるものであり、青少年や子どもにも年齢にふさわしい方法により町政に参加できることを謳っていることや、できるだけ多くの住民が請求権、投票権を有することが望ましいと考えたところです。請求権や投票権を有する者の年齢については憲法改正国民投票法の考えを準用したのであって、関連法令の改正を待つ必要はないものと考えます。	ご理解 願います
21	第4章 住民投票	請求権者、投票権者を把握するためには、新 しいシステムの構築費用や担当者の手間暇を 考慮し、現行の公職選挙法に準じて規定した 方が良いのでは。	新たな制度を導入するのであれば、相応の費 用や作業が発生するのは当然のことと考えま す。	ご理解 願います
22	第5章 町 第6章 協働・コミュ ニティ	「町民」の各条文における位置に違和感がある。コミュニティ=町民の助け合い=あいまいさ、様々な団体=NPOやその活動団体は含まれないのか。同じ領域があるなら、まとめて整理できないのか。	「町民」には個人のほか、事業活動その他の活動を営む団体等も含まれます。また、コミュニティには自治会やNPOなどの各団体が含まれます。従って、重なる部分があることはご指摘のとおりですが、本条例ではコミュニティを協働とともに課題解決のツールとして位置づけているものです。また、コミュニティ間で課題を共有したり連携することが必要であり、コミュニティを別に規定することとしました。	ご理解 願います
23	第6章 協働・コミュ ニティ	コミュニティの関連で、転出入の住民登録の際に自治会への参加を求めること、また、参加を希望しない方には緊急防災の観点から自治会長には転入の連絡をすることを認めてもらうことを明記するようにするべき。		ご理解 願います
24	第7章 議会	(町長等と議会及び議員の関係)の第2で反 問権について規定しているが、言った言わな いの議論や、揚げ足取りになるのではない か。	この規定は議員と町長等との間で政策論争の 活発化を図るため規定したものであり、感情 的な話をするためのものではありません。	ご理解 願います
25	第7章 議会	(町長等と議会及び議員との関係)の第2で 反問権について規定している。町長等には多 数の職員がいるが、議員にはそうした職員は いない。議員が質問しずらいということはな いか。	この規定は議員と町長等との間で政策論争の 活発化を図るため規定したものです。そのため、質問をするからには、議員にも相応の努力が求められることになると考えます。	ご理解 願います

No.	中間報告書項目	意見(要旨)	町民会議での検討結果(案)	回答(案)
26	第7章 議会	・第1中、「広く町政上の論点及び争点を明確にするため」を削る。 ・第2中、「議員の質問に対し反問することができます。」を「議員の質問に対し、広 く町政上の論点及び争点を明確にするために 反問することができます。ただし、論旨を変 えて反問することはできない。」とする。	・第1については、一問一答方式により質疑等を行うことにより論点、争点が明確により質をあるときるという。・第2による必要はないと考えま説・考えていて政策論を行うものとは対したのであり、論旨はであり、論目がそれがは、、、もので反問には対しなるととがでした。は、近の場合は議長により、「論旨を変えてものであり、「論旨を変えてあるとはできない」」とはできない」には対して、「はいるととはできない」には対して、「はいるととはできない」には対して、「はいるととはできない」には、はいるとは、できない。	ご理解 願います
27	第7章 議会	1 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会において、議員相互間の自由討議を中心に行うものとし、提案された案件に関して審議結論を出す場合、必要に応じて町民に対して説明責任を果たさなければならない。 2 前項の自由討議を基に、政策、条例、意見等の議案提出を積極的に行うものとします。	ご意見を踏まえ、 1 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、提案された案件に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議を中心に行い、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。 2 議会は、前項による自由討議により、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。	修正 します
28	第8章 行政	(行政の責務)で、住民懇談会や地域サポーター懇談会などを年1回開催する旨の規定を 設けるべき。		ご理解 願います
29	第8章 行政	議会には、町民への報告会を年1回以上開催するよう具体に規定されているが、行政にはそのような規定がない。そのことに対する議論はなかったのか。	No. 28を参照願います。 議会への町民参加の機会を増やす必要があり、明確に位置づけることとしました。	ご理解 願います
30	第8章 行政 第9章 行政運営	「行政の責務」「行政運営」の規定内容はある程度もっともなものであるが、あまりにもこのルールを厳守することにより、今までより特定の職員の業務量が増えても問題である。事務及び事業の効率的な執行は当たり前だが、現行職員数の中で対応するしかない現状では、過度な業務量増は避けるべきだと思う。どちらかと言うと精神論を重視し、身の丈にあった行政を目指すべきでは。	新たな制度を導入するのであれば、相応の作業が発生するのは当然だと考えます。 また、町民主体の自治を築いていくためには 理念的な条例では何も変わらないと考え、可能な限り具体な規定としたものです。	ご理解 願います